

本件の入札経過につきまして、裏面に添付してございます資料のとおりでございますので、御参考にご供していただきたいと思います。

なお、本件に關します関連工事といたしまして、別途に分離發注をしております。電気設備工事につきましては福生市加美平三丁目一番地三、株式会社細谷電気と九百三十七万三千円で、また給排水衛生設備工事につきましては、福生市熊川七四一番地の株式会社森田工業所と一千六百四十八万円でそれぞれ契約をしております。

以上まことに雑駁な説明でございますが、よろしく御審議を賜りまして、原案のとおり御同意いただきますようお願いを申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑を終わります。

り同意することに御異議を

（「異議なし」と呼ぶ者も

[illegible]

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長) 野沢久一

契約につきまして、提案理由並びにその内容と

提案を申し上げたものでございます。

ただきたいと思います。

で延長二百三十九・五六四メートルを施工し上

れ開削工法により施工するものでございました。

次に、契約の関係でございますが、本議案に記載してございますように契約の目的は下の川改修その三
工事で、契約の方法といたしましては、入札を三回にわたり行ったわけでございますが、予定価格に達し
ます落札者が出なかったため、その最低価格の入札業者と協議をいたしましたところ、次のような金額で
合意に至ったということでございまして、地方自治法第二百三十四条第二項の規定によりまして随意契約
ということになりました次第でございます。

契約の金額につきましては、二億一千十二万円というものでございまして、この金額は消費税六百十二
万円が含まれたものでございます。本件の入札経過につきましては、裏面に添付してございます資料のと
おりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に、工期でございますが、契約の確定の日から平成二年三月二十日までとなっております。契約の相
手方は、東京都渋谷区渋谷一丁目一六番一四号、東急建設株式会社代表取締役柳田盈文でございます。

なお、本工事の施工管理につきましては、本工事の実施設計を委託しました新構造技術株式会社と委託
契約をいたす予定でございます。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしく御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますよう
お願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（仲村清信君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十番（指田保雄君） 私は本契約に反対するものではございませんが、何点かお聞きしたいと思
います。

と申しますのは、これだけの大工事でございますので、大型重機、工作機械等の使用ということが考え
られるわけでございますが、そういった際に沿道に住居があるわけですが、こういったものに対して振動
等による被害等が出た場合の補償等について、工事を施工する請負会社に大方の責任はあると思いますが、
もしそういう被害が発生した場合に市としてはどういう対応をするのか、その点をお聞きしたいと思います。

○建設部長（小野光朗君）

まず、大型重機等の導入に伴うその周辺、沿道の人々、市民の方々に對する被
害ということでございますけれども、この件については、いまのところ私の方としては再々この沿道の
方々との間の相談とか打ち合わせをしております。それで、説明の中でいろいろとお話を申し上げるわ
けですが、今までの経過の中ではまだそういう事態は特に出ていないと思えます。それとともに重機場の
所等につきましては、おかげさまで平成元年度に前年度に繰越した分と六十三年度もございまして、特
も、そのところがいま暗渠になってその上が空地になっておりまして、将来道路化あるいはそういうふ
うなことを考えているわけですが、その地域を作業の場所にしてということとございまして、特
に大きな問題はないと思えますけれども、今後もし被害等がありました場合には、誠意をもって市とし
ての立場から業者とどのへんまでの瑕疵責任があるかを検討しながら進めてまいりたいと思えますので、よ
ろしく願います。

○二十番（指田保雄君）

私がこういう質問をするということは、それなりの被害が出ているから言うわけ
です。なければそんな質問はしません。そういういかげんな答弁をしてはだめだよ。もう一回。

○建設部長（小野光朗君）

どうも答弁がまことに不手際で申し訳ございません。

一部道路等が痛んだり、あるいは騒音があったということについては聞いていますと思えますが、大きな
被害というのは聞いてございません。これから実態等を調べて、そういう点がありましたら今後それ
についても対応していきたいと思えます。よろしく願います。

○二十番（指田保雄君）

この程度にいたしますけれども現実には被害が出ておりますので、そういった点に
ついて十分対応していただきたいと、このように強く要望しておきます。

○十三番（遠藤洋一君）

ひとつだけなんです、この随意契約になった経過というところ、いまのところ
企画財政部長から説明がありました。つまり三回入札をしたけれども、こちらの満足する額では出てこな
かったという形で随意になったと、それは地方自治法の中でも規定されていますからそういうことだと思
いますけれども、現実には二億一千十二万円、消費税の六百十二万円ですから二億四百万円で契約をして
工事をしていただくということになったわけですね。

そうしますと、現実には入札の結果の調書の最後、第三回ではいまの東急建設は二億五百万円というわけですから、どっちにしても差が出てきたわけです。こういう伺い方をしたいのです。つまり下の川のこの間の工事に関しては、割りと不調だというふうに思っているのですが、何が一番大きな理由で、こういった入札が不調になってくるんだと、随意契約をしなければいけなくなってくるんだというふうに市側は考えているのかということをお伺いしたいのです。

というのは、もとより工事の価格の設定の仕方そのものに無理があるのか、それともこの間こういった公共的な工事に対する大きな建設会社内の対応の仕方が、言ってみれば非常に悪いのか、どういうふうに考えていいのかということをお伺いしたいのです。僕は、もとより下の川全体の工事については反対の立場ですから、態度だけ明らかにしておきますけれども、どっちにしましても、こうやって次々に随意契約になっていくというのはちょっと何となく納得しがたいところがあるのです。どこに無理があるのかという、どういう見解をお持ちなのかということをお伺いしたいと思います。

○助役（浅見裕康君） あくまでも、私どもは特に福生市としての設計基準というものを持ち合わせておりませんので、どうしても建設省、あるいは東京都、こういったものを参考にどうしてもせざるを得ないと、これが第一点でございます。

それで、この価格が合わないという意味は、いろいろなことが当然あると思いますけれども、まず最近指摘されているところについては、型枠大工の絶対数が非常に不足しているということ。それから、もう一つ鉄筋を一応使うわけですけれども、それはいわゆる配筋と申しておりますけれども、その技術屋が非常にいないということ。技術的にこの二つについては難しいそうでございます。普通の作業員というのは、そういった人にはなかなか任せられないと、こういう部分だそうでございます。どうしてこうなってしまったかというのは、やはり最大の原因は東京都周辺だけの話を申し上げれば、やはり都庁のボリウムのある工事に食われてしまっている、こういうことが最大の原因だと思います。今度はその他の工事について当然不足するわけですから、またそこから引っ張りがあるとそういう悪循環になるわけです。例えば、一日二万円の人を現金を持って日給を二万三千円払うからうちへ来てくれとかというようなこと

も実はあるようでございます。非常にそういった引き抜きが強いようでございまして、そういった点どうしても人を確保して請け負った工事を施工しようということになりますと、そういったところにはやはり人というのは確保しないと完成できませんものですから、どうしても設計の工賃よりはるかに高い工賃を払わざるを得ないと、こういう実情があるようでございます。

ただ、これは先ほど申し上げましたような建設省や東京都のいわゆる設計基準単価ではちょっとそういった技術者の確保ができないというような実態があるようでございます。いずれにしろ、これが一過性のものであるかどうかについていろいろ考えているのですが、好景気というのはまだまだ若干続くようなことでございますので、非常に苦慮しているのが実感でございます。特に公共事業となりますと、補助金がどうしても付いてまわるといふ事業がほとんどでございますから、各自治体そういった意味では非常に苦慮していると、こういうことになっております。今後まだ若干続くのではないかと、こういう形で、これをまた単純に設計の上で上積みして発注するというわけにはなかなかいろいろな事情がございまして、いきませんものですから、こういう線で発注をしているということでございます。

何か競争で取り合うというような時代がどこかへいつてしまつて、いまの状況としては非常に厳しい条件下ですけれども、できるだけ補助をくれる側の国や東京都、こういったところについては、私どもも設計の基準をどうしても時代に即応した見直しをしていただくような、そういう要請は今後とも継続していきたいと思っております。以上でございます。

○二十四番（村尾栄次君） ちょっとお尋ねしたいのですが、この工事については賛成という立場から聞くのですけれども、実際にいま建設業界というのは助役の言ったとおり豊作貧乏、これは仕事が多くてしようがないが、下請けがないというような状態なんです。これは実際問題として確かに受ける人が少ないのですが、これで今回三回入札をしてあとは随分減らしたと、もう最低額が以上になつてしまつたと、これは受けてくれる人がいるうちはいいけれども、最終的にもし、もういやだということになるとこれはだめになるわけですね。ですから、こういうことがあるから、この次あたりから余分に何かの方式で三回のときにはびたりはまるようにやっていただかないと、これは単価のことが難しいのでしようが、建設省

あるいは防衛の方なりいろいろな関係もあるでしょうけれども、そういうふうな努力していただかないとみっともないことになるのですね。これは、何かいい名案みたいのはないのですか、ちょっと聞きたいのですが。

○助役（浅見裕康君） 先ほども遠藤議員に対する御答弁で申しましたように、私どもの自主的な裁量の範囲でそういう設計額が決められれば、設計基準が設定できれば御指導をちょうだいしたような方向では取り組めると思いますけれども、補助金を貰っている側に言わせますと、やはりぎりぎりの経費で効率的に仕事をしていくという立場等に立たされますので、それだけの余裕があるなら何も補助金はいらないじゃないかと——極端な話ですが、実際にいろいろなじゃないかという話も出てくることもあるわけですね。われわれも相当厳しく特に防衛に対してはいろいろなことを言ってきたりしておりますから。そういった点で非常に難しいのですが。一日も早くこの設計基準に基づいて設計したものを業者が公正な競争で受けていただくような、そういうようなことになっていただきたいという希望をしているところでございます。確かにこういった問題になっているところでございますから、それ相応のこちら側の対応もある意味では考えなければならぬ時代だと思えますけれども、なかなかそういった点ではこれにプラスアルファを加えて設計をするというわけには現実にはいかないような環境です。

ただ、単費の場合は、そういった意味では、ある程度設けると思えますけれども、これとてやみくもに設計するわけではございませんので、どうしても国や東京都、こういったところが持っている設計基準にやはり即応した形で設計しないといけないと思います。だから、まだ若干そういった点では苦労が続くのではないかと、こんな判断をしております。できるだけ何か取り組めるような工夫はしていきたいと思っております。以上でございます。

○二十四番（村尾栄次君） 一番心配することは、工事にほかにしわ寄せが出てくると困るのです。そういうことが心配されるようなことでは困るので、そういうことを十分注意していただきたいということ、そういうふうなことにについて上級官庁の方に善処方をお願いすると、御努力をお願いするということを要望しまして終わりにします。

○十八番（小野沢久君） 契約ではなくて工事の方の関係になるのですが、先ほどの指田議員のことにも関連するのですが、工事を始める場合に沿線の住民に対してどのような対応をしているのか、説明会等を開いているのか、紙一枚配って終わりなのか、何もしていないのか、そのへんのところをお願いいたします。

○建設部長（小野光朗君） ここで契約を御同意いただきました。それ以後いろいろと工事に際しまして事前の準備等が——資材の導入とか、その他あるわけです。そういう関係の中で、私どもの方としては地元との説明会を設けまして、そこでの十分な決定、あるいは御了解等をいただいて進めたいと思っております、よろしくお願いいたします。

○十八番（小野沢久君） 実際工事が始まるとやはり相当な騒音があるので、これは想像を——これは役所の机に座っていたのではわからないわけで、実際にそこに住んでいる人はすごい影響を受けるのです。やはり公共のためということと人たちは皆理解をし、ある程度我慢を強いられ、虐げられるわけですが、けれども、そこらのところで余り十分説明をしておかないと途中からいろいろ問題が起きてくることがありますので、それだけに十分漏れのないようにきちんとしていただきたいと思います。

○九番（在原博君） 清水坂の通りという交通量の多い道路でもあるので、そのへんのところはどうか考えておられるのか。それから、現在でも清水坂通りというのはいちよと変則的な状況でもあるので、その点のところはどのようにお考えになっているのかお聞きしたい。

○建設部長（小野光朗君） 確かにあの地域は勾配が下がって行って曲がっているといった所でございます。幅員等現状の中で狭いと思いますが、ただ今後そのへんの拡幅等について問題になると思います。当面は何とか警察等の協力もこれからいろいろとあるわけです。警察署との了解を得たり、あるいは工事の請負業者との指導とか、それとともに当然工事の前に立って交通整理の方ですか、そういう方との指導の徹底とか、そういうことを図りまして何とか無事にあそこの工事をクリアーしたいと思いますので、事故を起こさないように最大限の努力をし、またそういう態勢をとるとともに、また住民との間にもそういうふうなことの徹底等についても市民の方々と御相談を申し上げますのでよろしく願います。

○十一番（松山清君） いろいろ出ましたので、やはり随契の問題なんですけれども、昨年も工事について

は随契だったわけですね。

それで、昨年度と今年度の工事、その単価等については多少の変更等はあったのかどうなのか、アップになってきたのかどうなのか。それから、工法等が多少変わるというか、そういう変更的なものがされているのかどうなのか、そのへんについてお聞かせ願いたいと思います。

それから、この工期についてなんですが、最終的に議会の議決をやりましたのは昨年十月ですか。それで、そのときにも翌年度の三月末で上がるんだというふうな形になっていましたね。それで、私は当然その時点でいわゆる繰越明許ということがあり得るのではないかとしたことでしたけれども、それはやっていくんだと。それで繰越明許はそのときはそのときだというふうな、二月、三月になってみてできなかったら繰越明許だというふうなことで言いました。それが、実際には五月三十一日まで延ばしたわけです。それでは、延ばした時に何か重大な延ばさざるを得ないような要件が発生したのかと言ったら、いやさしてそんなものはなかったと、結果的にできなかったというふうな、そういうことだったと思うのです。これはずっとそうなっているわけです。だから、全然工期なんていうのは、そのときそのときどうにでもできるのだという考えを持っているのではないかと思うのですが、ただあそここの住民の方から見ればやはりできるだけ短い期間でやっていただかなければ、これはやはり生活上相当支障を来しているわけで、そのことはもう申すまでもないことだと思います。

それで、今回来年の三月二十日ということになっていきますが、もう今回はこの時点にいつこれで終わらせませんでしたという、重大な問題が発生すれば別でしょうけれども、そういうことは万が一にもないんだらうというふうに私思うのですが、それでよろしいですか。

それから、三つ目は前から相当工事でふた掛けをすることは必要なわけけれども、一番の工事の眼目は五日市線の下を抜くということにあるわけです。だから、再三言っておりますように、そうなればバイパス的な道路の役割を果たし得ることになるんだから、やはり交通量の実態調査はやくきちっとやってもらわないと困るんだということを言っているわけですが、依然としてやらないわけです。現実には朝見ましても、相当五日市線のガードをくぐり、すぐ左折をしてマルフジ裏の道路を通して清水坂通りに抜け

るといふ、そういう車の動きは現実に今あるわけです。距離的には全然近くないわけでしょう、それを考えた時に五日市線の下がもし抜けたとして、そこを自由に通行できるということにしたとすれば、これは相当の量の車が通行して清水坂に抜けるということは考えられると思います。だから、今、実態を調べてほしいんだということを言っているんだけれども、皆さんはそれはやって来ないでしょう。やって来ているのなら教えていただきたいのです。

それから、最後は、工事をやるということであれば清水坂の通りは通行止めとか、そういうことはないわけですか。

○建設部長（小野光朗君）　まず、一点目の工事単価その他がどうなっているかということでございますけれども、当然それぞれの必要な資材というものがあつたわけでございます、コンクリートとか鉄とかというものがあつたけれども、それはある程度の物価の上昇率程度のことは見てアップになっていることと一緒に、今まで防衛庁の経費率というのしょうか、例えば現場管理費とか直接管理費とかそういう経営的な面での管理費的な計上の経費率というのは低かったんですね。それが、今回は平成元年度におきましては一二％程度アップになっているというふうなことから、ある程度このような結果になったのではないかと思います。

そういう意味で、資材等の単価の毎年の見直し以上にそういう経費率的なものでもっての変更があつたということがまず一点でございます。

それから、続きまして工事期間でございますけれども、今回は八月ということであつて早めていただいたわけでございます。いずれにいたしましても、順調に仮契約の段階までできたわけでございます。今後相手の方の資材の確保とか、あるいはいろいろな手続きとかそういうふうなものはこれからすぐに行けると思いますが、工事期間につきましては何とかこの期間のうちでクリアしたいということであつて、突発的なことはともかくとして、こういうふうなことで進めてまいりたいと思います。

それと、交通量のことでございますけれども、確かに現状ではJRの縦貫については実態はわかりません。ただあの道路をつくる場合には、当然今後ある程度調査を——現在JRの通っている南田園の大通り

があるわけですが、そのへんの実態等も勘案し、将来の計画等も考えながらある程度JRの今度設けます下の川の上部の道路につきましても舗装の厚さとか、そういうふうなものの検討もそれによって変わってくると思いますので、そのへんは考えていきたいと思っています。なお、現状ではまだ道路工事まで進んでおりませんので、その道路の実態、交通量の実態については現状では調査してございませんので、よろしく願います。

それと、終わりに清水坂でございますけれども、交通整理を置きますけれども、通行止めというようなことではなく進めてまいりたいと思います。

○十一番（松山清君） 随契に關してのそういう工事の経費率等の一二％のアップというか、そういうのがあったということですので、それはこの程度に今回留めておきます。

それから、工期につきましては、重大なことがあっては困るわけでそういうことは起きないと思いますので、十分この期間でできるんだというふうな形だろうと思います。そういうふうにお聞きし、とどめておきます。

それから、交通量の調査については、ちょっと私の言い方がまずかったのかどうか。いわゆる道路等の設計をする上での基礎的なデータを得るための交通量の調査ではなく、舗装の厚みをどうのこうのする問題ではないんです。そういうことは、当然当たり前のことなんで、私が言っているのは五日市線の下が貫通することによって、相当車が回り込む、いわゆる自動車が増えるだろうということは、十分私自身は今の実態を見ても考えるわけなんです。だから、きちっとしたその対策をどうやるんだということをやっているわけですが、今でも警察とよく話合うぐらいの答弁しかないわけで、現実に例えば私が指摘したようなマルフジの裏に回り込むような車の調査も何もやっていないわけでしょう。この問題は私はいくつか聞いてはなくて、そういうことをやる考えはないのかというのは二年も前から言っているわけですが、けれども、何もやらなければならぬ、それではやはりいささか無責任だと思ふのです。

どうなんですか、一体実態調査をやるつもりありますか。その点。

○建設部長（小野光朗君） 主としてこの道路の所でございますけれども、どちらかというと主要幹線の南

田園の大通りからはずれているわけでございまして、その道路の交通量が今後どのくらいふえるかということについてはいまのところ今後検討しなければならぬと思います。

いずれにいたしましても、そのへん、認識の差があるのかわかりませんが、これからの車の状況等にもよりまずけれども、主要幹線からはずれているということと、その起点と終点との関係の道路の取付け等からいうと極端にふえるとは思っていないのですが、いずれにいたしましてもそういう問題は大きな問題でございまして、今後検討させていただきたいと思ふます。

○十一番（松山清君） 部長は初めての答弁になるのだろうけれども、認識の違いかどうか知らんけれども、私は現実に相当車が台数は確かにそんなに多くはないけれども、しかしそれでも距離的には短くなるわけではないんだけれども、現実に五日市線のガードをくぐって左折する車があるわけです。だから、当然もっと前の時点から左折するような形は出てくると思うので、ここをきちっとやってやはり周辺住民にそういう点で提示しない限り、昨年の契約の時にもそうだったのですけれども、そういうことを全然やらないうでこの工事だけをどんどん進めていくということについて同意できないということだけ、私は申し上げておきたいと思ふのです。

○議長（仲村清信君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第六十九号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（仲村清信君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（仲村清信君） 起立多数であります。よって議案第六十九号は、原案のとおり同意されました。

○議長（仲村清信君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。
会議を閉じます。

これをもって平成元年第三回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午後 十二時 八分 閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

指田議員

中田議員

宮田議員

仲村 清信
指田 保雄
中田 良一
宮田 治雄

⑦ 福総文発第千五百一号

平成元年八月三日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 ⑧

平成元年第三回福生市議会臨時会の招集について

平成元年八月三日付け、福生市告示第四十二号（別紙参照）をもって、平成元年第三回

福生市議会臨時会を招集したので通知します。

⑦ 福生市告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成元年
第三回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成元年八月三日

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

一 期 日 平成元年八月十日
二 場 所 福生市議会議場
三 付議事件

- (1) 福生第三市営住宅及び集会室建築工事請負契約
- (2) 下の川改修その三工事請負契約

⑦ 福総文発第千五百二号

平成元年八月三日

福生市議会議長

仲 村 清 信 殿

福生市長 石 川 彌八郎 ⑧

議案の送付について

平成元年第三回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第六十八号 福生第三市営住宅及び集会室建築工事請負契約
- 二 議案第六十九号 下の川改修その三工事請負契約

福議発第百五十七号

平成 元年 八月 三日

殿

福生市議会議長 仲 村 清 信

議案説明員の出席要求について

平成元 年 第 三 回 福生市議会臨時会に御出席くださるよう、地方自治法第二百一
条の規定により要求いたします。

なお、議事日程及び議案写しを別紙のとおり送付いたします。

一 日 時 八 月 十 日 (木) 午前十時
二 場 所 福生市議会議場